

SDGs 達成に向けたモデル事業創出支援補助金交付要綱

令和 4 年 1 1 月 2 2 日

4 川総企第 5 2 5 号市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、SDGs の達成に資するモデル事業を創出し、市内における SDGs の取組を普及・促進するために、川崎市 SDGs プラットフォームに参加するかわさき SDGs パートナー及びかわさき SDGs ゴールドパートナー（以下「パートナー」という。）が中心となって他の事業者・団体等と協働して取り組む SDGs 達成に向けた模範的な事業に必要な経費の一部に対し、予算の範囲内において、SDGs 達成に向けたモデル事業創出支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 市内において事業活動を行う企業、法人、NPO 団体、市民団体、教育・研究機関等をいう。

(2) SDGs 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(3) パートナー 川崎市 SDGs 登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」における、登録事業者（かわさき SDGs パートナー）及び認証事業者（かわさき SDGs ゴールドパートナー）をいう。

- (4) 川崎市SDGsプラットフォーム 川崎市内でSDGs推進に取り組む事業者を支援しネットワークを構築すること等を目的として設置する「川崎市SDGsプラットフォーム」をいう。

(補助の申請者)

第3条 補助の申請者は、次の各号の要件を満たしていることとする。

- (1) 申請日時点においてパートナーであること。
- (2) パートナー及び他の協働する事業者、法人にあっては代表者又は役員の中に、法人格を有しない団体にあっては代表者又は構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定ののち、その年度内であってSDGs達成に向けたモデル事業創出支援補助金公募要領に定める期間のうちに完了するもので、次の各号の要件をすべて満たしている事業とする。

- (1) パートナーが主体となって、他の事業者と連携し行う持続可能な取組であること。
- (2) 事業実施により達成を目指すSDGsのゴールが明確であり、新たに実施する取組又は既存の事業を改善・拡充する取組であること。
- (3) 他の事業者の模範となる取組であること。
- (4) 市内に取組の効果が還元される取組であること（原則として市内で行われる取組に限る。）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 事業実施の全部を外部へ委託するとき。

(2) 補助対象事業について、既に川崎市又は川崎市が出資する法人等から同一期間中に本制度と同様の補助金等の交付を受けているとき又は交付されることが決定しているとき。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条第1項の補助対象事業に必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、申請者や他の協働する事業者が経常的に支出している事務所の賃借料や人件費など、本事業の実施の有無にかかわらず発生する経常的な経費等については補助対象外とする。

(1) 専門家、講師及びボランティア等に対する謝金

(2) 物品購入費（消耗品費、備品購入費）ただし、目的外使用が容易な備品を除く。

(3) 委託費

(4) 会場使用料等の事業実施に伴う賃借料及び光熱水費

(5) 印刷製本費

(6) 通信費

(7) その他市長が必要と認めるもの

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助限度額は、補助率2分の1以下及び補助限度額50万円とする。ただし、各年度の予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式及び第1号様式別紙）に、次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に申請しなければなら

ない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 補助対象事業費及び収支スキームの概算内訳書（第2号様式別紙）

(3) 誓約書（第3号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、SDGs達成に向けたモデル事業創出支援補助金審査委員会設置要領の規定により、当該審査委員会を開催し、補助対象事業の内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、前条の書類について申請者に説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 市長は、補助金の適正な執行に必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付すことができる。

（申請の取り下げ）

第9条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面をもって申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（変更・中止の申請）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止をするときは、あらかじめ事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(中間検査)

第 1 1 条 市長は、補助金の適切な執行を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の遂行状況について報告を求め、並びに現地調査及び助言・指導を行うことができる。

(実績報告)

第 1 2 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了するときは、当該会計年度が終了する日までに事業実績報告書（第 6 号様式及び第 6 号様式別紙）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類の写し（領収書又は振込書及びその内訳がわかる請求書等）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 1 3 条 市長は、前条の報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（第 7 号様式）により、補助事業者に通知する。

2 前項の規定により算出した補助金額に一円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第 1 4 条 補助事業者は、前条の補助金交付額確定通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部

を返還させることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けるまでに第3条及び第4条に定める要件を欠くことになったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき規則第16条第1項に定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他のやむを得ない事情等によると市長が認めるときは、この限りではない。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の経理について、収入および支出を明らかにした帳票及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の保管期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継するものに前項の書類を引き継がなければならない。

(補助事業者の協力)

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業の成果の普及について、協力するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の実施に際し、市内事業者との取引を拡大するよう努めなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。